

軍法務官研究序説

— 軍と司法のインターフェイスへの接近 —

西 川 伸 一

《論文要旨》

戦前日本には軍法会議という特別裁判所が存在した。軍法会議法の下では、その法廷は通常4人の武官と1人の文官からなる5人の裁判官で構成された。この文官は司法官試補の資格をもつ法律の専門家であり、軍法務官と称された。いわば軍と司法のインターフェイスに位置する存在だったのである。これを概括的に考察しようというのが、本稿の目的である。

具体的には、まずその研究史を押さえた上で、経験者やその家族の「肉声」を手がかりになじみの薄い軍法務官についてのイメージを把握する。一言で表現すれば、それは軍における「継子的存在」であった。次にそうした軍法務官を法制的に根拠づけていた法律・勅令に従って、軍法会議における彼らの権能やその終身官としての身分保障、任用資格、定員などを明らかにする。

もちろん軍法務官も時代と無関係ではありえない。実は、当時議論されていた陪審制が、軍法務官新設をめぐる帝国議会での質疑で引き合いに出された。武官裁判官は「常識者」ではないから、文官裁判官を入れるとの答弁もなされたのである。ところが、太平洋戦争開戦後は軍法会議も「統帥の要求」に即応せよとの声が高まり、軍法務官も武官となった。その結果、司法の独立を象徴していた終身官という彼らの特権は廃止された。こうした経緯が論じられる。

最後に、鶴的な軍法務官の「正体」を確定する個別具体的な研究が、今後の課題として示される。

キーワード：法務官、軍法会議、矢口洪一、陪審制、統帥の要求

目 次

はじめに

- 1 軍法務官の研究史
 - 2 軍法務官の具体的イメージ
 - 3 軍法務官に関する法的規定
 - 4 軍法務官をめぐる帝国議会質疑
 - 5 軍法務官の武官制への移行
- むすびにかえて

はじめに⁽¹⁾

海軍の法務官としての矢口洪一

元最高裁長官にして「ミスター司法行政」こと矢口洪一には、海軍の法務官としての軍歴がある。彼は1943年9月23日に京都帝大法学部を繰上げ卒業した⁽²⁾。すぐに同月30日に海軍法務見習尉官（二年現役）となり、翌年3月には海軍法務中尉に任官する。続く4月に佐世保鎮守府軍法会議付に配属され、翌年1945年3月に海軍法務大尉へと累進する。そして、敗戦後の1945年11月に復員した（矢口ほか2004：6）。

「正直なところ、法務官から裁判を始めました」（同23）と矢口は語っている。この法務官としての経験は、あるべき裁判や裁判官像をめぐるその後の矢口の思想形成に大きな影響を与えることになる。

「裁判の本質は何か。〔中略〕完全に立派な裁判を〔軍法会議で自分が法務官として〕やったとは言えないかも知れません。しかし、裁判というものは、法律をよく知っていることに基礎があるのではなくて、もちろん法律は必要だけれども、それ以外に何かあるんじゃないかと考えてきました。〔中略〕物の考え方として、裁判というものは、齋戒沐浴して、法律を熟知して、脇目も振らずに一生をこれに捧げて清く正しく美しく行うべきものなのか。

〔それでは〕かえって狭い視野のことしかできなくなるのではないか。一体、裁判とは何なのか」(同)。

「軍法会議の経験は、生身の人間を知るという意味で、私の貴重な財産となりました。ずっと後になって、「裁判官は、法廷だけに脇目もふらず」という考え方に疑問を感じる底流となったのかも知れません」(矢口 2003)。

軍法会議の法廷構成と裁判員制度の類似点

軍法会議法の下では、軍法会議の法廷は平時の場合、5人の裁判官で構成される。その内訳は法律の素人である将校4人と法律の専門家としての法務官1人である。ただ、法務官といっても矢口の場合、京大在学中の1943年7月に高等試験司法科試験に合格してはいたが、裁判官としては素人に近かった。見習尉官の期間に受けたのは「初級士官教育」だった(矢口ほか 2004: 18)。その後海軍法務中尉に任官し「ひと月、東京軍法会議で、それこそ講習を受けたわけです。ひと月やっただけです。起訴状の書き方を、三件か四件練習しましたかね」(同 38)。こうして佐世保の裁判現場に放り込まれたのである。そこでは、「たくさんやったから覚えていない」(同) くらいに次々と訴訟をさばいていった。

ところで、裁判員制度の源流を遡っていくと矢口にたどり着く。彼は最高裁長官だった1988年に陪審制や参審制を研究するために、裁判官を海外に派遣している。このとき、最初にアメリカに派遣されたのが、いまの最高裁長官の竹崎博允である(山口 2009)。矢口は裁判への市民参加、より具体的には裁判員裁判のイメージを軍法会議の記憶と重ね合わせていたのではないか。以下の矢口の発言で、「素人」に将校を「裁判官」に法務官を置き換えてみると、そうと思えてならない。

「私は、裁判員制度で素人が入って、三人でやろうが五人でやろうが、十分立派な裁判はできると思う。合議で、素人の方に十分な説明ができない裁

判官だったら、裁判官はやめたほうがいいと思う」(矢口ほか2004:33)。

ともあれ矢口の裁判官としての原点が法務官にあったことは明白である。法務官とは、いかなる存在だったのだろうか。

軍法会議における司法の独立と軍法務官

そうした探求は単に矢口に関する人物研究の観点から興味深いだけではない。たとえば、1932年の五・一五事件では、関与した陸・海軍の青年将校たちは軍法会議にかけられた。当時海軍法務官だった馬場東作は「新聞も憂国の情をくむべしといい全国的にも寛大な処刑を望む声が多かった」と回想している(馬場1985:23)。果たして、言い渡された判決は温情的なものだった⁽³⁾。

この処分をめぐるのは、「軍法会議の職業軍人に対する威力は、河本事件につづくこの処理でさらに低下し、職業軍人たちは軍法会議を全くおそれなくなった」(花園1974:64)と指摘される。つまり、軍部のそれ以降の愚行を招いた一因として、軍法会議が内部統制装置として機能しなかったことが挙げられるのである。とりわけ、軍法会議にあって司法の独立と法の支配を確保すべき軍法務官に焦点を当てることは、その機能不全を説明する一要素になるのではないか。

本稿は以上の問題意識から、軍法務官研究の鍬入れ作業を行うものである⁽⁴⁾。

1 軍法務官の研究史

軍法務官の回想録と執務記録

軍法務官、さらにはそれを含めた戦前日本の軍事司法について、これまでいかなる先行研究の蓄積があるのだろうか。

近代日本政治史を専攻する北博昭は、「軍法務の領域にあっては〔一次史料に〕まだ比重をおこななくてもよいほどの研究の蓄積はない」（北 2001：106）と述べている。同様に日本近代史の研究者である吉田裕は「日本国憲法が特別裁判所の設置を禁止しているため、長い間、軍法会議そのものが存在していないという事情もあって、軍法会議の歴史に関する研究もほとんど見あたらないし、その実態についてもあまり知られていない」と指摘する（吉田裕 2002：77）。防衛大学校防衛学教育学群で教鞭を執る山本政雄も、日本国憲法第 76 条の特別裁判所禁止規定を引いて、「このため、従来このような軍司法制度に関する研究は活発であったとは言えず、とりわけ軍法会議制度については法学界においても戦後長らく顧みられることのなかった分野の一つである」と書いている（山本政雄 2006：45）。

軍事司法についての研究蓄積は十分ではなく、わけても軍法務官を中心的テーマに据えた研究は以下で紹介するようきわめて乏しい。しかし、このことは軍法務官など研究に値しないということの意味するのか。私はそうは考えない。前述のとおり、軍法会議は軍律を維持させ軍部の暴走を押しとどめ得た一つの制度であった。その中で軍法務官は法廷における唯一の専門法官として、軍人裁判官たちに対して、法の支配と司法の独立を説く立場にあったといえる。

ここで現代に視点を移してみよう。法律の素人と専門家が合議して判決を導き出す裁判員制度の原型が、軍法会議に認められるのである。末弘厳太郎もすでに 1923 年 10 月に、「一人の法律家と四人の — 被告人と職業並びに思想を同じくする — 素人とを以て構成する軍法会議は極めて陪審制度に類似して居ると言わねばならぬ」と記している（末広 2008：97）⁶⁾。同年 4 月には陪審法が公布されていた。周知のとおり、末広は民法学者にして労働法学および法社会学の開拓者の存在である。

さて、軍法務官経験者による回想録および従軍日誌は、馬場（1985）と小

川（2000）の2点が刊行されている。

小川は1875年に愛知県海東郡木折村（1889年より海東郡正則村，1906年より海東郡美和村，1913年より海部郡美和村，1958年より海部郡美和町，2010年より愛知県あま市）に生まれた。美和町歴史民俗資料館（現・美和歴史民俗資料館）が美和町ゆかりの小川に関する資料を収集し，小川の三女で歌人の長森光代が書いた父の伝記にその資料を編んで出版した。それが美和町歴史民俗資料館編（1999）〔以下，美和町（1999）〕である。そのほぼ全編を占める長森による伝記のうち35-40頁，48-64頁，および75-84頁が，小川（2000）の203-231頁に「わが父 陸軍法務官 小川閔治郎」として掲載されている。ただし，そこでは長森の伝記は一部割愛され，そのため文言が若干改められ，順番も入れ替えられている。

加えて，軍法務官の執務記録など関係資料3点が，北の編集・解説によって，不二書房刊の『十五年戦争極秘資料集』において次のとおり復刻されている。

『十五年戦争極秘資料集第五集 東京裁判 大山文雄関係資料』（1987）

『十五年戦争極秘資料集第二十集 海軍法務資料 馬場東作綴』（1988）

『十五年戦争極秘資料集第27集 陸海軍省法務局長巡察報告』（1990）

また，『続・現代史資料 6 軍事警察』（1982）には，「第十軍法務部陣中日誌」と「中支那方面軍軍法会議陣中日誌」が218頁にわたって復刻・所収されている。これは小川（2000）が小川の個人的な従軍日記であるのに対して，小川が属していた第十軍（柳川兵团）法務部としての公式な執務記録である（小川2000：207）。その巻頭には，『二・二六事件』（中公新書，1994）などの著書のある高橋正衛が詳細な資料解説を寄せている。

二・二六事件研究の一環としての軍法務官への注目

軍法会議のうち最も注目を集めたのは，二・二六事件の首謀者たちを裁い

た東京陸軍軍法会議であろう。それに関与した軍法務官について、北(1980)および同(1991)が注目している。やはり二・二六事件を扱った松本(1978)も、軍法会議における軍法務官の位置づけを描いている。たとえば「裁判長も判士も法律には素人である。心理的に法務官に圧迫される。裁判が法務官にリードされるのは、技術的な面ばかりではない。〔中略〕法務官は軍人と違い地位の保障があったため、わがままで云うことを聞かず軍が本当に困ったという事件が多々あった」(松本 1978:92)。この「地位の保障」については後述する。

先に引いた花園(1974)は、戦争末期の軍法会議と軍法務官の実相を活写した貴重な証言といえよう。花園は1945年3月に第十七軍臨時軍法会議法務官職務取扱を命じられた。同様に、経験者の貴重な証言に依拠したものとして、2012年8月14日に放映された「NHK スペシャル 戦場の軍法会議 ― 処刑された日本兵 ―」がある。大戦末期の戦場での特設軍法会議で、兵士たちを裁いた馬場東作法務官が遺した記録やインタビュー・テープを掘り起こして、当時の法務官が置かれた「過酷な」現場を再構成している。

生前の馬場にインタビューしテープに録音したのも北である。その北が執筆を担当した海軍歴史保存会編(1995)の「第八編 法務」は、建軍から解体までの海軍の法務部門の法制史を詳細に跡づけ、軍法務官をめぐる法的根拠も丁寧に記述している。

軍法会議については、前出の山本政雄が軍法会議法に着目して山本政雄(2006)、同(2008)、同(2010)といった緻密な業績を積み上げている。それらの中で、軍法会議における軍法務官の役割をめぐる考察がある。

軍法務官経験のある最高裁判官

ところで、最高裁判所裁判官の国民審査に先立って発行される「最高裁判所裁判官国民審査公報」には、審査を受ける最高裁判官の執筆による経歴

が掲載される。それによれば、軍法務官の経験のある最高裁裁判官は、前出の矢口をはじめ10人いる（図表1）。

図表1 軍法務官の経験のある最高裁裁判官（任命順）

	氏名	最高裁裁判官歴	最終軍歴
1	色川幸太郎	1966. 5. 10-1973. 1. 29	陸軍法務中尉
2	中村 治朗	1978. 9. 22-1984. 2. 19	海軍法務科士官*
3	宮崎 梧一	1980. 2. 5-1984. 5. 4	陸軍法務中尉
4	寺田 治郎	1980. 3. 22-1985. 11. 3 1982. 10. 1より長官	予備役陸軍法務大尉
5	大橋 進	1981. 11. 2-1986. 6. 12	海軍法務中尉
6	島谷 六郎	1984. 5. 8-1990. 1. 23	海軍法務大尉
7	矢口 洪一	1984. 2. 20-1990. 2. 19 1985. 11. 5より長官	海軍法務大尉
8	長島 敦	1984. 6. 12-1988. 3. 16	海軍法務大尉
9	坂上 壽夫	1986. 1. 17-1993. 3. 31	海軍法務大尉
10	奥野 久之	1987. 9. 5-1990. 8. 26	海軍法務大尉

作成参照：「最高裁判所裁判官国民審査公報」各回次版など。

注*：第11回国民審査にかけられた中村は審査公報に「海軍法務科士官」としか書いておらず、階級は不明である。

形式的には、彼らが所属する軍法会議の長官が、軍法会議の法廷を構成するにあたって、彼らを法務官に指定することになる。とはいえ、彼らはもっぱら法務官として仕事をしていたと考えてよかろう。前出の矢口ほか（2004）には、彼の海軍法務官としての勤務ぶりや軍法会議における軍法務官の役割が、主に17頁から38頁にかけて詳しく書かれている。その一例を引いておこう。「〔軍法会議〕合議では、ほとんど法務官の意見が採用されます。〔中略〕法務官が、「これは、こうだ」と言えば、よほど変なことを言わない限りは、その意見が通るわけです。」（矢口ほか2004：33）色川法律

事務所編（1995）にも、色川幸太郎の陸軍法務官時代について6頁ほどが割かれている。

2 軍法務官の具体的イメージ

「吾々程損ナ立場ニ在ル者ハ他ニソノ比ナシト思フ」

上記の文献には、軍法務官は軍にあっていかなる存在と描かれているのだろうか。その具体的イメージを経験者やその家族の「肉声」から探っていこう。最初は小川（2000）を遺した小川関治郎である。

1937年12月3日、現在の中国浙江省湖州にあった小川関治郎第十軍法務部長は、陣中日記にこう記している。

「自分ノ仕事ハ事件ガ少ク暇ナレバ他ヨリ法務官ハ用ナシトシテソノ存在ヲ軽視セラレ 事件多クシテ多忙ナレバ少クトモソノ関係方面ヨリハ決シテ喜バレズ ムシロ 余リ遣り過ギルトノ批判ヲ受クルコトナキヲ保セズ 何レニシテモ吾々程損ナ立場ニ在ル者ハ他ニソノ比ナシト思フ」（小川 2000：85-86）

加えてその10日後の12月13日には次の記述がみられる。

「動^ヤモスレバ吾々文官ハ差別待遇ヲ受クルコトナキニアラズ〔中略〕只お情ニ頼ルノ外ナシト思フ 或ヒハーツノ嫉ミナルヤモ知レズ 併シ吾々ハ何時ノ場合モ同ジナルガ實際邪魔扱ヒニセラルルハ事実ナリ」（同 109）

要するに、部隊にあっては軍人より一段低い扱いを受け、肩身の狭い思いを抱きつつ、彼らは軍律維持の職務に励んでいたのだ。小川の三女の長森光代は前記美和町（1999）で、幼少の頃は父の職業に「多少の不満を抱いていた」と打ち明けている。彼女に「劣等感のようなもの」をもたらしたのは、出勤時に父が着用する軍服類似の制服であった。軍法務官は文官である（1942年より武官制に移行）。従って、軍人と同じ軍装はまとえない。「〔軍

人と違って] 帽子も襟も白い軍服が、道ゆく人の眼に奇異に映らないはずはなかった」(同 75)。「陸軍内部における法務官の地位や、軍事裁判における法務官の役割というものに、まともに陽が当たっていないことを、本能的に感じていた」(同 76)。

陸軍法務官などの軍装を定めた理事理事試補及陸軍監獄長服制中改正ノ件(1922年勅令第416号)によれば、「陸軍服制中同官等ノ将校ノ軍帽、軍衣〔中略〕ニ同シ 但シ定色絨及緋絨ハ白絨トシ」となっていた。すなわち、陸軍法務官の定色は白だった。

軍法務官は軍人ではないので、たとえ治安の悪い宿営地でも武器の携行は許されなかった。上海近郊の金山に宿営中の1937年11月16日の日記で、小川はその不安を吐露している。「頗ル危険ヲ思ヘバ吾々ニテモ拳銃ノ携帯ノ必要ヲ痛切ニ感ゼリ 将来ハ法務官モ必ズ拳銃ヲ携帯スル必要アルベシ」(小川2000:43)

軍法務官は無能力だったのか無力だったのか

長森は軍法務官の職種が「継子的存在」だったと述べている。陸軍省軍務局軍事課長にまで栄進した西浦進は、この存在について辛辣である。「法務官について——陸軍法務官の能力の低いことは意想外であった。五・一五、二・二六と法務官が世の注目を浴びようになっていたときは遅かった。確固たる信念をもった法務官というものは、遺憾ながら我々の在勤中には殆んど見られなかった」(西浦1980:100)。

西浦は陸幼、陸士、陸大卒の陸軍のいわば純粹培養的「嫡子」である⁽⁶⁾。その視点からは「継子」はまさに継子程度にしかみられなかった。前出の花園の評価も低い。「法務官の多くは職業軍人の恣意を法律で規制するどころか、逆に法律を巧妙に解釈して軍人の恣意の修飾に奉仕する法律技術者になり下がってしまった」(花園1974:21)。

野間宏の小説『真空地帯』においても、軍法会議は否定的に描かれている。「彼〔林中尉〕は軍隊の腐敗だらくとその情実のいりまじった裏面についてはかなりよく知ってはいたが、軍法会議もやはり全く同じことであり、なんらかわることがないなどということは考えることはできなかつた。〔中略〕師団の軍法会議が師団に悪い影響を及ぼす検察をし判決を下すなどということは、ほとんどありえないことなのだ。／林中尉もこの事件によってはじめて軍の威厳をたもつおそるべき軍法会議というものの正体を知ることができたという」（野間 1972：461）。

これは陸軍兵士の窃盗事件を扱った長編小説であるにもかかわらず、その中では軍法務官という言葉すら登場しない。辛うじて「検察官は三十をこえた法務少尉だった」（同 314）「白髪頭の法務中佐の裁判長」（同 381）という言葉が出てくる程度である。その存在感がいかに薄かったかを示唆しよう。

これに対して長森は、軍法務官は無力ではあったかもしれないが、決して無能力ではなかつたと反論する。「私は、当の文中に引いてある西浦元軍事課長の言については、父の名誉、いや、全法務官の名誉のために異議を唱える。／西浦元課長は「陸軍法務官の能力の低いことは……」と言っているが、「無力」ということと「能力が低い」ということの意味の差異をご存じなかつたのではないだろうか。「法務官の無力」ならば、その意味の深さを斟酌すれば肯けないことではない。だが、「法務官の能力の低さ」となると、聞き捨てにはできない。元課長は又、「確固たる信念を持った法務官というものは（中略）殆んど見られなかつた」とも言っているが、いやしくも数ある法務官の個々の信念を糺したことがあるのだろうか。〔中略〕私としては、承服できない」（美和町 1999：77）。

そして長森は「私は、幼時とは正反対に、私の父の職業が法務官であったことを誇りにしている。そして、父が、最も立派な優秀な、法務官らしい法務官であったに違いないと固く信じている」（同 84）と言い切る。

では小川関治郎はいかなる経緯で軍法務官に就いたのだろうか。

小川関治郎が軍法務官になった経緯

長森が調べたところでは、小川は1898年に明治法律学校（現明治大学）に入学している。卒業年次は不詳だが、1904年12月には司法官試補を命ぜられ、横浜地方裁判所及び同検事局並びに横浜区裁判所及び同検事局において「事務修習スヘシ」と『官報』に記されている（同18, 官報1904.12.26:758）。ちなみに、小川と同期で司法官試補になったのが匂坂春平である。両者はともに陸軍法務官として、小川は二・二六事件を裁くために設置された東京陸軍軍法会議の裁判官を務め、匂坂はその検察官として捜査を担当した。さらにいずれも明治法律学校の卒業生である。

特別認可学校規則により当時の明治法律学校の修業年限は3年である。従って、留年を考えなければ小川は卒業後3年間、判事検事登用試験突破のための勉強に励んでいたと推測される。その精励ぶりたるや「座ぶとんがすり切れるほど」（美和町1999:18）だったらしい。

その甲斐あって難関の試験に合格したあと司法官試補を経て、1906年12月に判事に任じられる。まず予備判事として横浜地方裁判所詰を命じられた。判事に任官しても欠員が出るまでは予備判事となる。1907年5月には予備判事のまま、太田水戸地方管内区裁判所判事の事務取扱を命じられる。同年6月17日付で同区裁判所判事に補される（官報1907.6.19:510）。だがまもなくして、6月28日付で陸軍法務官の前身官名である理事に任じられ、第16師団法務部員を命じられた（官報1907.6.29:775, 同1907.7.1:9）。今の地名でいえば、茨城県の常陸太田から京都に転勤することになったのである。

なぜ小川は判事から理事に転官したのか。長森は「この間の事情について父から聞いたことは一度もない」（美和町1999:19）と記している。それゆ

え、最も興味をそそられるその理由をつきとめるのは困難である。また、後述の理事主理任用令によれば、理事になるには理事試補として陸軍軍法会議で1年半以上の実務修習を経験しなければならない。なぜ小川はいきなり理事に就くことができたのか。その法的根拠は直前の6月3日に公布・施行された理事任用ニ関スル件（1907年勅令219号）である。

司法官試補タルノ資格ヲ有シ判事検事其ノ他ノ高等文官ノ職ニ在リタル者又ハ陸軍将校ニシテ司法官試補タルノ資格ヲ有スル者ハ本令施行後三年間ヲ限り直ニ高等官七等以下ノ理事ニ任用スルコトヲ得

理事試補ノ実務修習期間ハ本令施行後三年間ヲ限り九箇月迄短縮スルコトヲ得

理事は軍法会議の裁判官ではなかったが、専門法官として彼らを補佐する重要な役割を果たしていた。当時、理事は不足していたのであろう。理事試補の実務修習期間の短縮もそれを物語っている。そこで、小川は1907年6月28日付で「直ニ」理事に任ぜられると同時に、高等官8等に叙されたわけである（官報1907.6.29:775）。

いつ小川は理事から陸軍法務官になったのか。軍法会議法と同時に施行された陸軍軍法会議法及海軍軍法会議法施行前ヨリ施行セラルル勅令中理事、主理ノ名称ニ関スル件（1922年勅令第86号）は、こう定めている。

陸軍軍法会議法及海軍軍法会議法施行前ヨリ施行セラルル勅令中陸軍ノ理事トアルハ陸軍法務官、理事試補トアルハ陸軍法務官試補、録事トアルハ陸軍録事、警守トアルハ陸軍警守トシ海軍ノ主理トアルハ海軍法務官、主理試補トアルハ海軍法務官試補、録事トアルハ海軍録事トス

この規定に基づき、小川理事は1922年4月1日をもって陸軍法務官となった。従って、長森の「同年〔1907年〕六月、たった一ヵ月の後に、陸軍第一六師団法官部部員、つまり法務官になっている」（美和町1999:19）との記述は誤りである。

馬場東作の場合

馬場東作も横野のノートに手書きされた自伝を遺している（馬場 1985）。馬場はいかなる経緯で海軍法務官に就いたのであろうか。

自伝によれば、馬場は 1909 年に神戸に生まれ、1929 年に東京帝大法学部に入學する。大学 3 年の 1931 年 6 月に高等試験行政科と司法科を受験するが「この試験には見事失敗した」（同 20）。そのまま 1932 年 3 月に卒業し、捲土重来を期すことになる。だが再チャレンジも「筆記試験で再度行政科は失敗し、司法科に辛うじて合格した」（同）のであった。「大学は出たけれど」といわれた厳しい就職難の時代である。不本意であろうが「何は兎もあれ、就職する必要がある」（同 21）、叔父の松本青二の紹介で海軍省法務局から面接に呼び出された。面接にあたったのは、いずれも海軍法務官の潮見茂樹と高頼治であった。当時、潮見と高は東京軍法会議法務官兼高等軍法会議法務官に補されていた。

「そのうち採用の通知があり昭和 8〔1933〕年 4 月に法務官試補を命ぜられた。思いがけず海軍法務官試補となり直ちに横須賀鎮守府軍法会議赴任を命ぜられた。〔中略〕当時の横鎮軍法会議では尾畑〔義郎〕首席法務官、戸田〔忠孝〕法務官、楠田〔直方〕法務官、金井〔重男〕法務官、井崎〔富之介〕法務官の 5 人が勤務していた。楠田法務官が私の指導官となった」（同 21-22）。

つまり馬場の場合、行政官僚志望であったが司法科試験しか受からず、さして強い動機もなく「思いがけず」法務官試補に就いたのである。また、法務官試補には法務官が指導官に付いていたことがわかる。加えて、馬場は彼ら先輩から海軍法務官は全国で 20 人あまりだと聞いている（同 22）。後に述べる当時の「三十二人以内」という定員からはかなり不足している。

矢口洪一の場合

矢口ほか（2004）などに拠って、矢口洪一がどのような理由で海軍の法務官になったのかもみておこう。

これも後述するが、1942年4月から軍法務官の位置づけは文官から武官に変わった。それと同時に海軍の法務官には短期現役（短現）の制度もつくられた。

短期現役とは、海軍が特例的に現役期間を区切って採用した士官を指す。1936年1月に日本はロンドン軍縮会議からの脱退を通告し、同年末にはワシントン海軍軍縮条約が失効した。海軍は列強との建艦競争に乗り出すが、それに見合う主計科士官および技術科士官が不足していた。そこで大学・専門学校を卒業したばかりの俊秀から志願者を募り、短期現役士官として一定期間服役させたあと社会に戻すことが考えられた。1938年からこの制度が適用された⁽⁷⁾。発案者は当時の海軍省人事局長である清水光美海軍少将だった（吉田俊雄1990：10）。

服役期間は当初2年間だったので「2年現役」とよばれた。その後太平洋戦争の開戦にともなう戦死者の累増によって、彼らを必ずしも2年で戻せなくなった。そのため「短期現役」とよび改められた（市岡1987：8）。

矢口が1943年9月に京大を繰上げ卒業する前年から、海軍の法務官にも短現の制度がはじまっていた。陸軍ぎらいの矢口⁽⁸⁾はこれに志願することになる。

「〔1943年〕三月に司法科試験を受けまして、まだ合否が決まらないうちに兵隊検査があります。陸軍は好きではなかったものですから、司法科試験の結果の発表を待たずに、海軍の法務の短期現役の士官を希望しました」（矢口ほか2004：17）。

「海軍に行けるなら、行きたい。すると、文科系統では主計か法務しかないわけです。主計は、大学を出ていれば良い。ところが法務は、司法科試験

に合格していないと、法務官になれないわけです。リスクはあったんですが、何とか試験に合格し、法務の「短現」に採用されました」(同32)。

もし短現に採用されなければ「陸軍なら二等兵で、本当に人間扱いされない状況」(同18)だった。安原美穂元検事総長(在任:1981.7.23-1983.12.2)も矢口と同様に「海軍の法務官ぐらいなら、あるいはついて行けるかな、楽だろうと思って、志願したのですが、採用してくれませんでした」(矢口1993:167)。その結果、安原は「やむをえず陸軍二等兵になりました。〔中略〕昭和一八〔1943〕年十一月一日に兵庫県の甲子園の近くに集合し、すぐに満州の牡丹江へ行って〔中略〕私は司法官試補であり当時の高等官ですが、海軍と違って、高等官だからといって大事にしてくれない。〔中略〕余計に殴られたのではないかと思いますね」(同168)。

一方、矢口は見習尉官で高等官待遇である。なので、ゲートルの巻き方を教わるにしても「それは、もう楽なもので」、教官役の下士官は矢口に対して「上司に対する言葉遣い」で接した(矢口ほか2004:18)。

このとき、矢口の同期は「わずか三五人」^⑨だったという(矢口1993:24)。彼らのうちの一人が、大蔵事務次官を経て国鉄総裁に至った高木文雄であった。「私は高木君のような人が法務官として裁判を実地に経験してくれたことが、社会の裁判所への理解に大いに役立っていると思っている」と矢口は振り返る(同25)。

小川は裁判官から転官して理事さらには軍法務官になったのであり、馬場は就職難からやむを得ず軍法務官になった。矢口に至っては陸軍での兵役逃れのために短現を志願している。いずれも軍法務官に就く積極的な動機は認められない。

3 軍法務官に関する法的規定

1922年に軍法務官が軍法会議に置かれる

これまで軍法務官像をラフスケッチしてきた。本節ではいよいよ法的規定に従って、軍法務官の制度的位置づけを確認していくことにする。

軍法会議の前身となる軍事司法機関は、明治維新直後の1869年8月に兵部省内に糾問司が設置されたことに端を発する。その後、陸軍裁判所・海軍裁判所などが置かれた。陸軍は1882年9月に陸軍裁判所に代えて軍法会議を設置し、翌1883年8月には陸軍治罪法（1883年太政官布告第24号）を定めた。片や海軍は1884年3月に海軍治罪法（1884年太政官布告第8号）を定めて、同年4月に海軍裁判所に代えて軍法会議を置いた。

その後、日清戦争、日露戦争を経て軍制は拡大し軍法会議の存在意義は高まる一方、両治罪法の定める訴訟手続き上の前近代性が指摘されるようになった。中でも秘密審理は時代遅れであると強く批判された。治罪法に代わる新法制定は長年の懸案となっていた。

ようやく1920年1月9日に、原敬内閣は陸軍軍法会議法案、海軍軍法会議法案などを閣議決定した。「軍事の必要を阻止せざる範囲内に於て一般社会の進運に伴う」方針で、次の6点が新法案の骨子であった（東京朝日新聞1920.1.23）。

- ① 裁判は秘密主義を廃し公開主義を採ること
- ② 弁護士の弁護を許すこと
- ③ 裁判は上訴を許すこと
- ④ 帯剣法官中に専門の法律家を交えること
- ⑤ 予審官に法律家1名原告官に2名の法律家を入れること
- ⑥ 訴訟手続きを迅速にすること

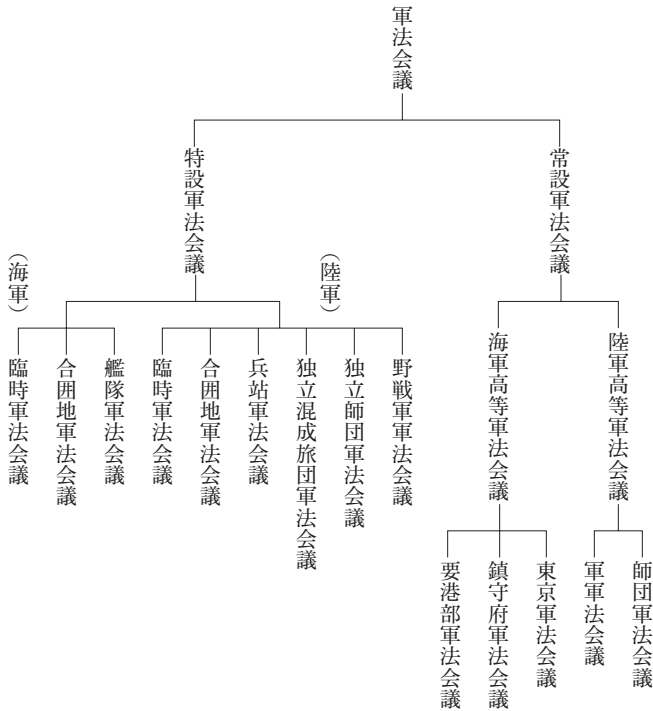
これら普通裁判であれば当然であることが、両治罪法では保障されていないからである。第 4 項目の「専門の法律家」は軍法務官を指している。新法案は第 42 回帝国議会で提出されたものの、1920 年 2 月に衆議院が解散されたため不成立となった。第 44 回帝国議会で再び提出され、「最も進歩したる案として何等の反対もなく」（東京朝日新聞 1921. 3. 9）帝国議会を通過する。上奏を経て、1921 年 4 月 26 日に、陸軍軍法会議法（1921 年法律第 85 号；以下、「陸会」）と海軍軍法会議法（1921 年法律第 91 号；以下、「海会」）が公布された。いずれも翌 1922 年 4 月 1 日が施行日であった。これらが軍法会議法と総称されて⁽¹⁰⁾、1946 年 5 月 18 日公布・施行の勅令第 278 号で廃止されるまで軍事司法を支えることになる。軍法会議法が当初定めた軍法会議の種類は**図表 2**のとおりである。

軍法会議の職員

陸会・海会のそれぞれ第 31 条は、軍法会議に配属される職員を「軍法会議ニ判士、陸軍〔海軍〕法務官、陸軍〔海軍〕録事及陸軍〔海軍〕警査ヲ置ク」と規定している。続く第 32 条は「判士ハ陸軍〔海軍〕ノ将校ヲ以テ之ニ充ツ」と定めて、判士を将校が充てられる職としている。一方、法務官については第 35 条に「法務官ハ終身官トシ勅任又ハ奏任トス」と謳い、これを官に位置づけた。この条文は裁判所構成法第 67 条の「判事ハ終身官トシ親任勅任又ハ奏任トス」に明らかに準じている。判事と同様に法務官も終身の文官であった。

判事に準じた法務官に対する厳重な身分保障は、陸会・海会第 37 条にもみられる。「法務官ハ刑事裁判又ハ懲戒処分ニ因ルニ非サレハ其ノ意ニ反シテ免官又ハ転官セラルルコトナシ」と。これも裁判所構成法第 73 条にある「判事ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ処分ニ由ルニ非サレハ其ノ意ニ反シテ転官転所停職免職又ハ減俸セラルルコトナシ」を受け継いでいよう。身分保障を厚

図表 2 軍法会議の種類 (1921年)



出典：伊藤・百瀬 (1990：280)

くすることで、軍法会議の裁判体で軍人に囲まれる法務官の発言力を確保したのである。その上、第 46 条は「軍法会議ハ審判ヲ為スニ付他ノ干渉ヲ受クルコトナシ」と司法の独立を謳っている。

軍法会議の裁判体の構成

軍法会議の裁判体の構成については陸会・海会第 47 条に規定がある。

審判ハ裁判官五人ヲ以テ構成シタル会議ニ於テ之ヲ為ス

裁判官ハ判士及法務官ヲ以テ之ニ充テ上席判士ヲ裁判長トス

特設軍法会議ニ於テハ上席判士及法務官ヲ除クノ外裁判官二人ヲ減スル

コトヲ得

すなわち、常設軍法会議では裁判体は判士と法務官からなる裁判官 5 人で構成され、特設軍法会議に限って裁判官 3 人でも法廷をつくることができた。なおその場合でも必ず法務官を入れなければならなかった。各判士・法務官をどの事件の裁判官に充てるかは、その所属する軍法会議の長官⁽¹¹⁾の権限であった（陸会・海会第 48 条）。法務官は法務部（陸軍）あるいは法務科（海軍）にふだんは所属し、軍法会議の開廷にあたって、長官は部下の将校および法務官の中から裁判官 5 人を指定した。各訴訟で判士に充てられる将校は、被告人と同等もしくはそれ以上の官等にある者でなければならなかった。しかもあまりに官等が離れすぎないように、被告人の階級によって判士となる将校の階級も細かく定められていた（陸会・海会第 49 条、陸会第 51 条・海会第 52 条）。

裁判体における法務官の員数は常設軍法会議の上告審である高等軍法会議では二人であり（陸会第 51 条・海会第 52 条）、それ以外では一人であった（陸会・海会第 49 条）。特設軍法会議には上告の制度は設けられなかった。裁判は裁判官の過半数の意見で決せられた（陸会・海会第 98 条）。

もちろん、裁判官の多数を軍人が占め裁判長はその首席を務めるのは、軍に設置される特別裁判所である軍法会議に、統帥の要求を貫徹させるためである。

法務官は予審官および検察官も務めた。それを命じるのも配属された軍法会議の長官である（陸会・海会第 62 条、第 68 条）。とはいえ、同じ公判審理でこれらを兼任できたわけではない⁽¹²⁾。元最高裁判事の色川幸太郎は 1942 年 7 月に歩兵将校から法務将校に転官して、北支派遣軍法務部付となつて 1 年半ほど中国戦線で法務官を体験した。それを次のように語っている。

「北京における法務官の仕事としては軍に所属する者の刑法犯や特別刑法である陸軍刑法違反の捜査、起訴、審判、そして刑の執行指揮などが主たる

仕事ですが、もちろん同一事件の検察と裁判を同じ人間がやるわけじゃありませんが、検察官と裁判官とに別れているわけではなく、法務部長の指図で、ある事件では検察官をやりまた別の事件では裁判官をやるわけなんです」(色川 1995 : 106-107)。

旧日本軍版判検交流である。現代の判検交流に対する批判と同じ批判があてはまろう。ただ、周知のとおり、戦前では行政官庁たる司法省の下に裁判所と検察機関が置かれていた。裁判所に検事局が同居していた。このあり方もあって、判検融合的な法務官の運用に疑問を抱かれなかったのではないか。

軍法務官に任用される資格

軍法務官に任用されるためには、いかなる資格を要したのか。陸会・海会第 41 条は「法務官ノ任用及懲戒ニ関スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」としている。該当する勅令が陸軍法務官及海軍法務官任用令(1921 年勅令第 98 号; 以下、「任用令」)である。その条文をみていく。

第一条 陸軍法務官ハ陸軍法務官試補、海軍法務官ハ海軍法務官試補ヨリ之ヲ任用ス

陸軍法務官、海軍法務官、理事、主理、判事若ハ検事ノ職ニ在リタル者〔中略〕ハ陸軍法務官又ハ海軍法務官ニ之ヲ任用スルコトヲ得

つまり、法務官は法務官試補から任用されるのが原則である。加えて、法務官、および後述する理事、主理、さらには判事、検事の在職経験者も法務官に任用されることが認められていた。

それでは法務官試補になるにはいかなる資格を要したのだろうか。任用令は次にそれを定める。

第二条 陸軍法務官試補及海軍法務官試補ハ司法官試補タルノ資格ヲ有スル者ヨリ之ヲ採用ス

前項ノ規定ニ依ルノ外陸軍法務官試補ハ陸軍法務官試補登用試験ニ、海

軍法務官試補ハ海軍法務官試補登用試験ニ合格シタル者ヨリ之ヲ採用スルコトヲ得〔以下略〕

第三条 陸軍法務官試補ハ陸軍軍法会議、海軍法務官試補ハ海軍軍法会議ニ於テ一年六月以上実務ヲ修習シ実務修習試験ニ合格シタル者ニ非サレハ之ヲ本官ニ任用スルコトヲ得ス

このように、司法官試補の資格を有する者が法務官試補の有資格者であった。それ以外に法務官試補登用試験の合格者にもその資格を与えた⁽¹³⁾。もちろん、司法官試補の資格を得るためには、高等試験司法科試験（1922年までは判事検事登用第1回試験⁽¹⁴⁾）に合格しなければならない。その年度別合格者数は図表3のとおりである。

彼らの中から「陸軍法務官試補タラムト欲スル者」（陸軍）「法務官試補ノ採用ヲ望ム者」（海軍）は、「志願書ニ左ノ書類ヲ添ヘ」（陸軍）「左ノ書類ヲ添ヘ」（海軍）で、「陸軍大臣ニ差出スヘシ」「海軍大臣ニ出願スヘシ」と定められた（陸軍法務官試補採用並実務修習及実務修習試験規程第1条・海軍法務官試補実務修習及実務修習試験規則第1条）。そして、陸・海軍ともに「左ノ書類」の中に「司法官試補タルヲ得ル証明書」が含まれていた。

法務官試補に採用されると、軍法会議付となって1年半以上の実務修習に携わる。それを経たのち実務修習試験に合格することが、「本官」たる法務官になる条件として課せられた。法務官試補は裁判官の評議を傍聴することができた（陸会・海会第96条）。これは裁判所構成法第121条「判事ノ評議ハ之ヲ公行セス但シ予備判事及試補ノ傍聴ヲ許スコトヲ得」という事務修習の規定を採ったものである。

実務修習の一例を挙げよう。井上一男は1929年9月14日付で陸軍法務官試補に命じられ、併せて第四師団軍法会議付に命じられている（官報1929.9.16:387）。そこで1年7か月にわたる実務修習を経たのち、1931年4月15日付で陸軍法務官に任じられ、同じ第四師団軍法会議法務官に補されて

軍法務官研究序説

図表 3 高等試験司法科試験合格者数

年度	高等試験司法科試験合格者数
1922	126*
1923	81
1924	134
1925	187
1926	243
1927	356
1928	288
1929	392
1930	418
1931	415
1932	356
1933	240
1934	331
1935	309
1936	301
1937	256
1938	242
1939	255
1940	248
1941	299
1942	320
1943	297

作成参照：Spaulding, Jr. (1967：347-348) および蕪山 (2007：276-277)。

注*：1922年は判事検事登用第1回試験合格者数。

いる (官報 1931. 4. 16：414)。

また、任用令第6条は「陸軍法務官試補及海軍法務官試補ハ奏任官ノ待遇トス」と定めていた。つまり法務官試補は奏任官、そこから昇任する法務官は奏任官以上の高等文官であった。

図表 4 軍法務官の定員の推移

▽陸軍法務官「平時定員」

根拠法令	公布日	施行日	旧平時定員	新平時定員
1941 年勅令第 404 号（陸軍法務官及録事定員令）	1941. 4. 8	1941. 4. 10	専任 77 人以内	専任 89 人以内
1942 年勅令第 302 号（同改正・題名を陸軍録事定員令に変更）	1942. 3. 30	1942. 4. 1	専任 89 人以内	定員規定を削除

▽海軍法務官「定員」

根拠法令	公布日	施行日	旧定員	新定員
1940 年勅令第 598 号（海軍法務官及海軍録事ノ定員ニ関スル件中改正）	1940. 9. 17	1940. 9. 17	専任 32 人以内	専任 36 人以内
1941 年勅令第 275 号（海軍法務官及録事定員令）	1941. 3. 28	1941. 4. 1	専任 36 人以内	専任 37 人以内
1942 年勅令第 311 号（同改正：題名を海軍録事定員令に変更）	1942. 3. 30	1942. 4. 1	専任 37 人以内	定員規定を削除

作成参照：『官報』各号。

軍法務官の定員

陸軍法務官及陸軍録事ノ定員ニ関スル件（1922 年勅令第 94 号；1922 年 3 月 30 日公布・同年 4 月 1 日施行）で、軍法務官の定員が定められている。まず「陸軍法務官ノ平時定員ハ専任九十九人以内」とされた。ただこれは誤植のようで、正しくは 77 人だったと考えられる⁽¹⁵⁾。一方、海軍法務官及海軍録事ノ定員ニ関スル件（1922 年勅令第 95 号；公布・施行日は陸軍に同じ）で、「海軍法務官ノ定員ハ専任三十二人以内」と決められた。定員数の確定に先立ち、陸軍は陸会が前年 1921 年 3 月に帝国議会を通過したのを受けて、

4月20日に東京帝大と京都帝大の法学部に「勧誘状」を発送している（読売新聞1921.4.21）。

法務官の定員の推移を図表4に示す。

1942年4月に定員規定が削除されたのは、後述のとおり、陸会・海会が改正され法務官が文官から武官となったことによる⁽¹⁶⁾。官である陸軍法務官・海軍法務官は廃止されて、法務官は武官が充てられる職となった。それに伴い、陸軍法務官及録事定員令・海軍法務官及録事定員令は題名を陸軍録事定員令・海軍録事定員令に変更された。

4 軍法務官をめぐる帝国議会質疑

軍法会議法施行以前の理事・主理という存在

繰り返しになるが、軍法務官は1921年の軍法会議法の制定により新設された。同法案を審議した帝国議会ではいかなる質疑がかわされたのだろうか。

軍法会議法施行まで軍法会議の構成を決めていたのは、陸軍治罪法（1888年法律第2号）および海軍治罪法（1889年法律第5号）であった。いずれもその第10条は「軍法会議ハ判士長判士理事〔海軍治罪法では主理〕若クハ理事試補〔同・主理試補〕及ヒ録事ヲ以テ構成ス」と謳っている。

これらのうち裁判官はいずれも将校の判士長1名・判士4名の計5名とされた（陸軍治罪法・海軍治罪法第11条）。しかし、十分な法律の素養に欠ける軍人のみで審判事務を行うことはほぼ不可能であろう。そこで理事〔主理〕が置かれた。理事〔主理〕にはいかなる者が就いたのか。「軍の司法官任用の本格的な基本法」（海軍歴史保存会編1995：328）と位置づけられる理事主任任用令（1894年勅令第13号）を引こう。

第一条 理事ハ理事試補、主理ハ主理試補ヨリ任用ス

満三年以上理事又ハ主理ノ職ニ在リタル者ハ直ニ之ヲ本官ニ任用スルコ

トヲ得

第二条 理事試補及主理試補ハ司法官試補タルノ資格ヲ有スル者ヨリ採用ス

第三条 理事試補ハ陸軍省若クハ陸軍軍法會議、主理試補ハ海軍省若クハ海軍軍法會議ニ於テ一箇年半以上実務ヲ修習シ実務修習試験ニ合格シタル者ニアラサレハ本官ニ任用スルコトヲ得ス

すなわち、理事〔主理〕には理事〔主理〕試補から任用される⁽¹⁷⁾のであり、理事〔主理〕試補に採用されるには司法官試補の資格が必須であった⁽¹⁸⁾。そして、この資格を得るには判事検事登用第 1 回試験に合格しなければならない。また、理事〔主理〕試補から理事〔主理〕への任用には軍法會議での 1 年半以上の実務修習と実務修習試験の合格が求められた。

これらは前述のとおり、法務官試補を法務官に任用する条件として引き継がれる。待遇についても、理事〔主理〕試補は奏任官と定められ（第 6 条）、そこから昇任する理事〔主理〕は奏任官以上の高等文官である。この点も法務官試補および法務官の待遇につながる。

陸軍治罪法の逐条解説書は、理事の職務範囲を次のように記している。

「理事及同試補は被告人を尋問し証拠を蒐集し職務執行の際認知したる現行犯に対し訊問及検証処分を為し本案の犯罪及附帯私訴に関し意見書を作り會議席に列し其趣旨を説明し判決書を作り再議再審等に関し意見を付し刑の執行を指揮するのである」（軍事警察雜誌社編 1913：30）。

理事は容疑者を取り調べ、調書ばかりか判決書までつくり、さらには法廷に列席するのである。従って、「理事は軍法會議の中樞であつてどんな事務でも関係せぬものはない、其責任は絶大なものと云はねばならぬ」（同 31）と、この解説書は書いている。海軍の主理にあっても、ほぼ同じことがあてはまる。

貴族院での軍法会議法案質疑（1）——陪審制と「一部ニ於テ能ク似テ居リマスル」

上述の理事〔主理〕を陸軍〔海軍〕法務官と改称して、その地位を軍法会議の裁判官へと格上げする。これが「陸海軍治罪法下の旧制度を改め、司法権の統帥権と軍政権からの独立を目指した」（山本政雄 2010：82）軍法会議法制定の一つの意図であった。当然、法廷構成はそれまでの武官 5 人から武官 4 人文官 1 人になる。これについて当時の『読売新聞』は、「軍事司法制度を改善してもつと理事の地位を高め裁判官の中堅たらしめねばならぬといふ声は早くから世間に喧しくなつてゐた」（1921. 4. 21）と世論の動向を報じている。

帝国議会における法案審議では、いかなる説明がなされたのか。1921 年 2 月 1 日に開かれた第 44 回帝国議会貴族院陸軍軍法会議法案外十件特別委員会において、政府委員として出席した陸軍次官の山梨半蔵陸軍中將が、陸軍軍法会議法案の趣旨説明をしている。山梨は現行の陸軍治罪法に「改正ヲ加ヘタル主ナル事項」として、19 点を挙げている。法務官については次の 2 点を指摘している。ちなみに、「外十件」に海軍軍法会議法案も入っている。

「第七現行法ニハ専門法官ハ裁判官ノ一員トナツテ居ラヌノデアリマスガ、之ヲ改メマシテ、審判機関ノ一員ニ加ヘテアリマス、第八ニ軍法会議ノ専門法官タル法務官ヲ終身官ト致シマシテ、且其身分ヲ保障スル規定ヲ設ケテアリマス」（同議事速記録第 1 号 1921：1）

だが、山梨はなぜ「専門法官」である法務官を軍法会議の裁判官に加えたのか、その理由までは述べていない。一方、同じく政府委員として委員会に出席した海軍省法務局長の内田重成主理は、軍法会議の説明に陪審制を持ち出している。

「軍法会議ノ裁判官タル所ノ判士ハ、軍人ヲ以テ之ニ充テルト云フコトガ、軍法会議制度ノ一般ノ特色ト相成ツテ居ルヤウデアリマス、是ハ軍人及ビ軍

事ノ実情ヲ知り、軍人ノ気風ヲ能ク解シテ居ル者ヲ以テ裁判官トスルト云フコトガ、現在ニ於テ必要且ツ正当デアル、是ニ付キマシテハ歴史上ノイロイロナ理由モアリマセウガ、事実ニ於テソレガ必要デアル、此点ハ丁度一般ノ司法制度ニ陪審制度ヲ入レルト云フ趣旨ト、一部ニ於テ能ク似テ居リマスル訳デアリマス」(同：7)

法律の素人ではあれ実情に詳しい者が裁く点で、軍法会議は陪審制と趣旨を共有していると内田は主張しているのである。ただ、その直後に内田は「此軍法会議ニ陪審制ナシト云フコトノ理由ノ説明ニ、此点ガ相成ルヤウデアリマス」と続けている。ここでの内田の力点は、軍法会議にはすでに陪審制的要素が含まれているので、軍法会議に陪審制を導入する必要はないという点にあった。陪審制導入に強い意欲を抱く原敬首相の肝いりで、1921年1月に陪審法案が枢密院に諮詢されていた⁽¹⁹⁾。質疑者の念頭には、陪審制とそれに伴う刑事訴訟法改正が常に意識されていたのである。すでに軍法会議と陪審制をめぐる論点は、軍法会議法案がはじめて提出された前述の第42回帝国議会においても、質疑のテーマであった⁽²⁰⁾。

貴族院での軍法会議法案質疑(2)——軍法務官は「今日一番進歩シタ制度デアル」

この特別委員会は7人からなる小委員会(貴族院陸軍軍法会議法案外十件特別委員小委員会)を設けて、詳細な審議を行うことになった。陸会案、海会案ともに560条以上にもものぼる浩瀚な法案だった。そこで、2月2日から2月21日まで12回にわたって、軍法会議法案の「第一編ハ各章ニ付テ審議」し、「第二編以下ハ各章ガ大変長イ」ので「其内ノ一節々々ニ付テ審議」していくことになる(同特別委員会議事速記録第3号1921:1)。

2月3日の第2回小委員会では、佐竹義準委員が軍法会議は陪審制度と似ているとの先の内田の指摘を受けて、陪審法ができた場合、軍法会議法案に

関係するのかと尋ねた。政府委員の陸軍省法務局長の志水小一郎理事はこう答弁した。「軍法会議制度ハ或ル意味ニ於テハ取モ直サズ陪審制度デアル、軍隊ノ事情ニ通ジテ居ル死生ヲ共ニスル其人ノ裁判ヲ受ケルト云フコトハ或ル意味ニ於テ、陪審制度デアル」から、通常の裁判に陪審制が取り入れられるからといって軍事裁判に改めて陪審制を設ける必要はない。そのような「規定ノアルノハドコニモ見当リマセヌ」と諸外国の事例も志水は根拠に用いている（同特別委員小委員会議事速記録第2号1921：4）。内田も「普通裁判所ニ陪審制度ヲ容ル、コトヲ可トスルト云フ意見ト、一部ニ於テ相類似スルト云フ結果ニ至ルト云フコトヲ申上グルニ過ギナイ」と応じている（同6）。

やはり陪審制がこの議論の基底をなしていたことがわかる。一方で、当日の小委員会では軍法務官には議論が及ばなかった。

2月4日の第3回小委員会で、西久保弘道委員は軍紀の保持と迅速・簡易な審理を旨とする軍事裁判の事情は了解しているが、「其点カラノミデアリマスレバ、私ハ反対ニ将校ガ一人若クハ二人ト云フ位ナコトデ、此専門官デアル所ノ法務官ヲ多数置クト云フノガ宜ハナイカト云フヤウナ私ハ疑問ヲ抱キマス」と質した。志水がまた答弁している。「歴史アリ沿革アリ、實際ニ徴スルノニ大キニ理由ガアルト考ヘマス、ソレデ此帶剣法官中ニ専門法律家ヲ混ヘマスト云フ制度ガ、私共ノ調べテ居リマス所デハ寧ロ近頃ノ制度」（同第3号1921：2-3）なのだ。

内田も西久保の提案に反論する。「若シ此法律家分子ヲ余計ニスルト云フコトニ相成リマスレバ、殆ド軍法会議ト云フモノヲ殊ニ設ケルコトハ必要ガナイデハナイカト云フマデノ議論」になりかねない。「比較的最近ノ立法ニ係ッテ居リマス所ノ独逸ノ所謂崩壊前ノ軍刑訴訟法ニハ、軍裁判所ト申シマスルモノ以上ニ文官裁判官ヲ加ヘテ居リマス」「私共ニ於キマシテモ、此軍法会議ノ裁判官ノ制度ハ、全ク此軍人主義ニスルカ、又ハ軍人ト文官トノ混

合主義ニスルカ、又ハ文官ノミノ主義ニスルカ、又ハ此混合主義ノ中ニ於テドウ云フ程度ニ混合セシムルカト云フ、此四箇ノ点ニ付キマシテ研究ヲ致シマシタ結果」法案の法廷構成を採用するに至ったという（同4）。

坂本俊篤委員は「従来ノ軍法会議ニ於キマシテハ、主理若クハ理事、即チ今日ノ法務官ニ当ル者ハ事実ノ審問ニ当ッテ軍法会議ノ一員トシテハ加ハッテ居ラヌノデアリマス、然ルニ今回ハ裁判官ノ一人ニ加ハリマシタト云フコトハ、ドウ云フ理由ニ依ッテ加ヘラレルカ」その理由を問うた。志水は英米の事例を引いて「予審官ニ専門官ヲ入レル、検事ニ専門官ヲ入レル、加フルニ公判判事、即チ裁判官中ニ専門官ヲ入レル、先ヅ是等ノ制度ガ今日一番進歩シタ制度デアル」とその先進性を主張した（同4）。一方、内田はこれに加えて、今回の軍法会議法の制定によって軍事裁判は口頭審理、公開裁判、弁護人付き、上訴可能へと大きく変わるので、「裁判事務ヲ専門トスル者ガ裁判官ノ中ニ加ハルノデアリマセヌケレバ、適当ニ法規ニ従ッテ被告事件ノ処理ガ出来ナイ」などと述べている（同5）。

彼ら二人の主張に従えば、軍法会議法を制定して軍法務官制度を導入する理由は、次の2点にまとめることができよう。つまり、①諸外国の制度を調査・研究した結果、これが一番先進的制度であること、②今回の法制定で軍事裁判の訴訟手続きを大幅に改めるので、裁判官の中に専門法官がいないと対応できないこと、である。もちろん、これら軍法会議の近代化は大正デモクラシーという時代背景と切り離せない。そして、法制定により軍法会議の法的正当性は強められたのである。

衆議院での軍法会議法案質疑——「将校裁判官ハ常識者デアリマセヌ」

陸軍軍法会議法案などは、1921年2月25日に同委員会を「異議ナシ」で可決された。3月1日には貴族院本会議の第二読会、第三読会と採決され、衆議院に送られたのである。その陸軍軍法会議法案外十一件委員会（「外十

一件」に海軍軍法会議法案も入っている)は3月8日、10日、12日の3回開催された。

第1回委員会において、内田は軍法会議に陪審制を導入する必要はないことを再び説明している。その際、軍法務官を引き合いに出しているのが新しい論点である。

「軍法会議ノ裁判官ハ軍人ヲ以テ充ル事ガ特色ニ相成ッテ居リマス、併シ軍司法制度ハ文官ヲモ之ニ加ヘテ、混合主義ト為ス必要ヲ認ムルニ至ッテ居リマス 将校裁判官ハ文官裁判官ノ如ク常識者デアリマセヌ、軍事ヲ知ルト云フ人デアリマスル、詰リ此常識アル人々ニ依ッテ裁判スルト云フコトハ、其趣旨ニ於テ自然陪審裁判ノ趣旨ニモ合致スル訳デアリマスル〔中略〕何レノ国ノ軍裁判ニ於キマシテモ、陪審制度ノ設ハ無イヤウデアリマス」(同委員会議録(筆記速記)第1回1921:6)

すなわち、武官の判士は文官の法務官とは違って「常識者」ではなく軍事の専門家である。両者の「混合主義」によって軍法会議の裁判を進めることは、陪審制の趣旨にもかなうとの指摘である。職業裁判官では常識に欠けることがあるため法律の素人の意見を裁判に反映させよ、というのが陪審制の大きな狙いである。内田はこの理屈を軍法会議に援用して、軍人裁判官は「常識者」ではないから軍事の素人である法務官を裁判官に加える、と主張しているのである。陪審法案が枢密院の審査委員会に諮られていた当時の時代状況を考え合わせると、きわめて興味深い。

軍法会議への軍法務官の参加は、陪審制とは逆に法律の素人の中に法律の玄人を入れた。ただ内田が説明したように、軍事の玄人の中に軍事の素人を加えたのみならずこともできよう。玄人の中に素人を組み込む点で、両者の論理は共通していた。

5 軍法務官の武官制への移行

法務官は官から職に

1941 年 12 月の太平洋戦争開戦をきっかけとして、軍法務官の位置づけは大きく変わることになる。従来文官であったものを武官制に移行する陸会・海会の改正法が、1942 年 4 月 1 日に施行されたのである。それに伴い、「陸軍法務官」および「海軍法務官」は「法務官」に改められた（陸会・海会改正法第 31 条）。「法務官ハ終身官トシ勅任又ハ奏任トス」と法務官の身分を定めた陸会・海会第 35 条は、以下のように大きく変更された。

法務官ハ司法官試補タルノ資格ヲ有シ勅令ノ定ムル所ニ依リ実務ヲ修習シタル陸軍ノ法務部将校〔海軍ノ法務科士官〕ヲ以テ之ニ充ツ

前述のとおり、それまでは法務官の任用は軍法会議法ではなく勅令に委ねられていた。その任用令で法務官は法務官試補から任用され、法務官試補には司法官試補の資格を必須としていた。ところが、新第 35 条では司法官試補の資格をもつ法務部将校〔法務科士官〕が法務官に充てられることになった。これにより法務官は、陸軍法務官、海軍法務官という官名から、判士と同様に武官が就く職名に変わった。法務官の軍人化である。必然的に、その身分の取扱いについては、将校〔士官〕に関する陸軍〔海軍〕の諸規定⁽²¹⁾の適用を受けることになる。従って、いずれも上記の、法務官に対する厳重な身分保障を定めた第 37 条や法務官の任用を勅令に委任した第 41 条などは、この改正により削除された⁽²²⁾。ただ、軍法会議における審判の独立を明記した第 46 条は維持されている。

さらに、第 41 条を根拠法としている任用令は、陸軍法務官及海軍法務官任用令廃止等ノ件（1942 年勅令第 321 号；1942 年 3 月 30 日公布・同年 4 月 1 日施行）第 1 条により廃止された。こうして法務官試補は法的根拠を失っ

た。それまでの法務官、法務官試補は陸会・海会改正法と同時に施行された次のような経過措置により、それぞれ法務部現役将校・現役海軍法務科士官、現役法務中尉・現役海軍法務中尉になることができた。

陸軍法務官又ハ陸軍法務官試補タリシ者ヨリスル陸軍法務部現役将校ノ補充特例（1942年勅令第325号；1942年3月30日公布・同年4月1日施行）

第一条 陸軍法務官又ハ陸軍法務官試補タリシ者ニシテ陸軍法務部現役将校タルコトヲ志願スルモノハ当分ノ内陸軍大臣ノ定ムル銓衡ヲ経テ直ニ之ヲ陸軍法務官タリシ者ニ在リテハ概ネ同官等ノ法務部現役将校，陸軍法務官試補タリシ者ニ在リテハ現役法務中尉ト為スコトヲ得

海軍法務官又ハ海軍法務官試補タリシ者ヨリ海軍法務科士官ニ任用等ニ関スル件（1942年勅令第323号；1942年3月30日公布・同年4月1日施行）

海軍法務官又ハ海軍法務官試補タリシ者ハ当分ノ内海軍武官任用令ニ拘ラズ法務官タリシ者ハ前官等ト概ネ同官等ノ現役海軍法務科士官ニ，海軍法務官試補タリシ者ハ現役海軍法務中尉ニ海軍文官任用委員ノ銓衡ヲ経テ特ニ之ヲ任用スルコトヲ得

それでは、「陸軍法務部現役将校」「現役海軍法務科士官」には具体的にいかなる階級があったのか。陸会・海会の改正と同時に陸軍武官官等表・海軍武官官階も改められた⁽²³⁾。これによって、陸軍法務部に法務中將から法務少尉までの、海軍法務科には法務中將から法務中尉までの位が置かれた⁽²⁴⁾。たとえば、前出の馬場東作海軍法務官は1942年4月1日付で「概ネ同官等」の海軍法務少佐に任用された（馬場1985：40）。あるいは、1945年4月に憲兵隊に連行され40日後に仮釈放された吉田茂に不起訴を伝えた島田朋三郎は、法務部将校として最高位の陸軍法務中將にのぼりつめていた（吉田茂1957：63）。

ちなみに、法務科士官の人数が明らかになっている（図表5）。

図表 5 海軍法務科士官の人数

階 級	1942 年	1944 年
法務中将	1	1
法務少将	3	4
法務大佐	8	7
法務中佐	5	5
法務少佐	5	6
法務大尉	16	60
法務中尉	12	35
合 計	50	118

作成参照：雨倉（1991：245）

実務修習と陸軍法務訓練所

法務官試補の場合、1年6か月以上の実務修習を経て試験に合格してはじめて法務官に任用されることができた（前記任用令第3条）。この点で陸会・海会改正法第35条は勅令による実務修習を規定している。その勅令を以下に掲げる。

陸軍軍法会議法第三十五条ノ規定ニ依ル実務ノ修習ニ関スル件（1942年勅令第335号；1942年3月31日公布・同年4月1日施行）

第一条 陸軍軍法会議法第三十五条ノ規定ニ依ル実務ノ修習ハ法務部将校又ハ其ノ候補者ニ対シ陸軍大臣ノ定ムル所ニ依リ陸軍法務訓練所、陸軍軍法会議其ノ他ノ部隊ニ於テ軍事司法ニ関シ必要ナル実務ヲ修習セシムルモノトス

第二条 実務修習ノ期間ハ概ネ一年六月トス

前項ノ期間ハ戦時又ハ事変ニ際シ必要アル場合ハ陸軍大臣之ヲ短縮スルコトヲ得〔以下略〕

海軍軍法会議法第三十五条ノ規定ニ依ル実務ノ修習ニ関スル件（1942年

軍法務官研究序説

勅令第 336 号；1942 年 3 月 31 日公布・同年 4 月 1 日施行)

第一条 海軍軍法会議法第三十五条ノ規定ニ依ル実務ノ修習ハ初任ノ海軍法務科士官ニ対シ海軍大臣ノ定ムル所ニ依リ海軍軍法会議ニ於テ一年六月以上法務官ニ必要ナル実務ノ概要ヲ修習セシムルモノトス

第二条 戦時又ハ事变ニ際シ必要アルトキハ海軍大臣ハ前条ノ実務修習ノ期間ヲ短縮スルコトヲ得〔以下略〕

実務修習期間は陸軍の場合「概ネ一年六月」である一方、海軍は「一年六月以上」と任用令を引き継いでいる。ただし、いずれも戦時・事变のときは短縮され得るとしている。その実務修習を施す機関について、陸軍は陸軍法務訓練所、陸軍軍法会議、およびその他の部隊を挙げている。これに対して、海軍は海軍軍法会議のみである。

陸軍法務訓練所とは陸軍法務訓練所令（1942 年勅令第 308 号；1942 年 3 月 30 日公布・同年 4 月 1 日施行）に基づくもので、「法務部現役将校タル学生」と「法務部予備役将校ト為スベキ幹部候補生」の教育機関である（同第 1 条）。修学期間は甲種学生が「概ネ一年」であり、乙種学生が「概ネ八月」だった（同第 2 条）⁽²⁵⁾。また幹部候補生は「概ネ十一月」とされた（同第 3 条）。ただ、福岡高裁部総括で定年退官した山本茂（司法修習 1 期）は、1944 年春に陸軍法務訓練所で教育を 3 か月受けただけで法務部見習士官となって戦場に投入されている⁽²⁶⁾。「短縮スルコトヲ得」の実例である。

加えて、彼らの「教育綱領ハ陸軍大臣之ヲ定ム」（同第 4 条）となっていて、陸軍法務訓練所令からはいかなる法務訓練を実施していたかはわからない。この勅令は 1942 年 4 月 1 日施行だが、陸軍法務訓練所が実際に「東京市赤坂区青山南町一丁目」に設置され事務が開始されたのは、同年 4 月 8 日である（官報 1942. 4. 16：516）。

貴族院での軍法会議法改正案質疑

「〔1941年12月〕8日は朝5時に起き、海軍刑法改正案と武官制のための軍法会議法改正案をまとめ、役所に行く途中で、ラジオが対米英交戦の事実を報ずるのを聞いた」（馬場 1985：44-45）。

かかる開戦によって、法務官の武官制への移行には大きなはずみがついた。馬場によれば、すでに前月11月に「一度途絶えていた武官制の問題が再燃」（同44）していた。そして、馬場は海軍省法務局員として海会改正案の立案に携わることになる。「若い法務官間（ママ）の間に武官制反対の声もあり説得に努めた」（同45）という。

陸会・海会改正案などは1942年1月22日に帝国議会上程された。馬場はその質疑される貴族両院の委員会に説明員として控えていたが、「登場をまつまでもなく、2月9日可決を見た」（同）。太平洋戦争開戦直後という時勢の下、帝国議会をすんなり通過したようにみえる。実際にはどのような質疑がかわされたのだろうか。

それら改正案は貴族院陸軍刑法中改正法律案特別委員会に付託された。その最初の質疑は1月23日に行われている。まず陸軍省から政府委員として出席した軍務局長の武藤章陸軍中将が説明に立った。

武藤によれば、軍法会議が特別裁判所として設置されている理由は、「司法権ト統帥トヲ密接不可分ノ関係ニ置キマシテ、司法権ノ作用ノ上ニ統帥ノ要求ヲ全幅的ニ反映セシムルガ為」である。それゆえ、「軍司法ノ運営ヲ本務トスル法務官ハ法律知識ヲ有スルト同時ニ統帥上ノ要求ヲ十分ニ理解シ得ル武官ト為シ、一層軍事ニ精通シ、身ヲ以テ軍紀ニ徹スル軍人タラシメ、以テ軍司法ノ運営ヲ建軍ノ本旨ト統帥ノ要求トニ透徹セシメ、軍紀ノ振肅、無形戦力ノ培養強化ニ遺憾ナカラシムル」必要がある（貴族院陸軍刑法中改正法律案特別委員会議事速記録第1号1942：1）。つまり、法務官を武官にして軍の事情をよく理解させれば、従来以上に「統帥ノ要求」が通りやすくな

る，というわけである。

海軍省の政府委員には，法務局長の尾畑義純海軍法務官が起用されている。説明の論旨は武藤と同じだが，「今次大東亜戦争ヲ遂行スルニ当リマシテハ，軍司法ヲシテ更ニ其ノ本質ニ徹シ，統帥ノ要求即応シ，間然スル所ナラカシムルガ為メ，文官タル海軍法務官ヲ廢シ，専門法律家ニシテ将校相当官タル法務科士官ヲシテ之ニ代ラシムルコトが必要デアルト考ヘ」たという（同 2）。尾畑の指摘どおり，「大東亜戦争ヲ遂行スル」ために「統帥ノ要求〔に〕即応」することが，法務官の武官化の大きな理由に違いない。

質疑にあたっては，当該委員会の副委員長である浅田良逸が，「文官カラ武官ニシナケレバナラヌト云フ理由ト云フモノハ，ハッキリ私ノ頭ニハ考ヘラレナイ」と反対する（同 8）。答弁に立った嶋田繁太郎海軍大臣は裁判を受ける軍人の心理を紹介する。「文官ニ於キマシテハ兎角裁判ヲ受ケマス者カラ見マスト，稍ク物足りヌ感ジヲ持ッテ居リマシタ，軍ノ事ガシッカリ分ラナイ，サウシテ所謂軍人精神ヲ十分承知シテ居ル軍人ニ裁判ヲシテ貫ヒタイ〔中略〕司法上ノ知識ヲ持チ，且ツ若イ頃カラ軍事訓練ヲ受ケ，軍隊教育ヲ受ケ，軍人精神ヲ十分持ッタ人ニ裁カセルト云フ方ガ軍ノ必要ニ一層適合スル，斯ウ云フ見地デ今回ノ改正ヲ行ヒマシタノデゴザイマス」（同 8-9）。

しかし，実際は前掲の**図表 5**のとおり，1942 年から 1944 年の 2 年間で法務科士官の数は倍以上に膨らんでいる。急増した士官の 55% は矢口と同様の短期現役だったという（雨倉 1991：246-247）。「司法上ノ知識ヲ持チ」かつ「軍人精神ヲ十分持ッタ人」が裁くという嶋田の発言は，委員会での質疑をかわす方便ではなかったのか。

1921 年の陸会・海会の法案審議で，文官の法務官を軍法会議の裁判官に加えることにつき，内田重成海軍省法務局長が陪審制をその根拠づけに持ち出したことはすでに記した。因果はめぐるといふべきか，法務官の武官化を審議するこの委員会の委員を内田は務めていた。彼は 1928 年に貴族院議員

に勅選されていたのである。

内田は陸会改正案の附則第4項の「本法施行ノ際現ニ陸軍法務官タル者ニシテ陸軍ノ法務部将校ニ任ゼラレザルモノハ退職ノ陸軍法務官トシテ本法施行後ト雖モ其ノ官ヲ保有」するとした規定を、「頗ル鶴のノ規定デアル」と厳しく批判した。改正案が通過すれば、官制上は法務官という官は消滅するが、附則により「人間ガ生キテ居ル」ことになってしまうではないか、と（貴族院陸軍刑法中改正法律案特別委員会議事速記録第1号1942：11）。

陸軍省法務局長の大山文雄陸軍法務官は、「陸軍法務官ハ現行法ニアリマスル如ク、終身官トシテノ取扱ヲ為スコトニ規定シテアリマスノデ、其ノ終身官ノ保障ノアルノニ、法ノ改正ニ依ッテ其ノ官ヲナクシテシマフト云フコトハ甚ダ當ヲ得マセヌ」（同）と反論した。

翌1月24日も委員会質疑が続けられた。奥田剛郎委員が、法務官は将校になるのであるから「将来理想カラ言ヘバ法務官ガ全部裁判官ニナル、詰リ審判ノ構成ハ法務官デアルト云フノガ宜イノデハナイカ」と質した。大山は「司法ヲシテ軍統帥ニ最モ即応セシメタイト云フ点カラ考ヘマシテ〔中略〕現制ノ如ク裁判官ノ大部分ニ兵科ノ将校ヲ命ジ、法務官ハ将校ノ中デ法律専門家トシテ之ニ加ハル」のが「最モ適当ナ制度ダト信ジテ居ル」と奥田の提案を退けた（同議事速記録第2号1942：1）。軍法会議において「統帥ニ即応」するためには、各部将校となる法務官ではなく、兵科将校がその多数を占める必要があったのである。

この委員会2日目質疑は終わり討論に移ると、柴山昌生委員が短期現役制度は「所謂一身上ノ便宜、利益」に使われてしまうのではないかという懸念を表明する。「所謂兵役ヲ二年現役デ済マセヨウト、斯ウ云フ考デ入ッテ来テ居ル人ハ大多数デアラウト思ヒマス」これでは「〔陸士・海兵〕出身、所謂本当ノ若イ武官達〔中略〕〔の〕士氣ノ向上ヲ害スル」ことになりはしないか（同8）。

まさに矢口洪一が翌年にとる行動を予言しているかのようなのである。柴山のほかに陸会・海会改正案について討論者はなく、「異議ナシ」で原案どおり可決された。

衆議院での軍法会議法改正案質疑

陸会・海会改正案は1月26日に貴族院本会議で可決された後、衆議院に送付された。兵器等製造事業特別助成法案委員会に付託され、2月4日から3日間質疑が行われる。とりわけ興味深いやりとりがみられるのは、2日目の2月6日の質疑である。元検事の長谷長次委員は「司法部内ニ嘗テ職ヲ奉ジタ立場カラ懸念セラルルモノガアル」として、終身官をはずされた法務官の身分保障を案じている。その点で長谷が取り上げるのは、審理に当たる法務官に対する「外界ノ圧迫」と事案の終結前の法務官の異動である。

陸軍省からの答弁者はここでも大山である。大山は第1の点については、「〔法務官は〕軍人トナリマシテ、所謂軍人精神ノ下ニ、其ノ信念ヲ以テ職務ヲ遂行スル上ニ於キマシテハ、万一左様ナコトガアリマシタトシテモ、断ジテ心配ハナイ、斯ウ云フヤウニ考ヘテ居リマス」と精神論で突っぱねている。第2の点に対しては、「其ノ終結スルマデハ成ベク異動ヲシナイヤウニ、無論注意致シマスケレドモ、絶対ト云フ訳ニハ行キマセヌ、併シ是ガ為ニ今ノ身分保障ノ問題ニ関聯シテ、何か心配ガアルカト申シマスト、ソレハ断ジテナイト云フ風ニ考ヘテ居リマス」。「断ジテナイ」といっても根拠は示されず、大山の願望を述べるにとどまっている。むしろ「法規ノ上デ一般ノ将校ト異ツタ身分保障ニ代ル何等カノ保障ヲ与ヘルト云フコトハ、困難ト考ヘテ居ル」というのが本音だろう。同じ将校なのだから、法務官だからといって特別扱いはできないのである。

長谷は「是ダケ大キナ戦争ニナツテ参リマスト〔中略〕所謂外界カラノ圧迫ト云フ風ナモノガ、ヤハリ自然人デアル人間ニ対シテ、相当ノ脅威ヲ与ヘ

ルモノト考ヘテ居ルノデアリマス」と、時代状況を挙げて懸念を繰り返した(衆院兵器等製造事業特別助成法案委員会議録(速記)第6回1942:39-40)。

次に長谷は論点を変えて、「今回ハ全部軍人ニナツタノダカラ〔中略〕裁判長ハ〔中略〕法務官出身ノ者デアツテモ」かまわないのではないかと質した。政府委員として出席していた陸軍省兵務局長の田中隆吉陸軍少将は、「其ノ問題ハ統帥ノ根本ニ関スルモノデアリマシテ」と事の重大さをまず指摘して、こう続ける。「完全ナル指揮権ヲ持ツテ居リマスルノハ、本科将校ダケデアリマス、各部ノ将校ハ、各部ノ者ニ対スル指揮権ヲ有スルノミデアリマシテ〔中略〕〔軍法会議の〕指揮権ヲ本科ノ将校ガ取ルト云フコトヲ改メルコトニナリマス、軍ノ統帥ノ根本ヲ覆スコトニナリマス」(同40-41)。「統帥ノ根本」からして各部将校の裁判長など決して認められないことを、田中は力説している。

3日目の2月9日の質疑のあとの討論では、各会派の委員は原案に賛成意見を述べ、起立採決で総員起立をもって委員会は原案を可決した。2月10日には衆議院本会議で可決される。

こうして法務官は武官になった。陸軍法務官・小川関治郎の三女・長森光代が幼い頃、父に抱いた「劣等感」を象徴した軍服類似の制服の白の定色はどうなったのか。陸会改正法と同日に施行された「陸軍服制中改正ノ件」(1942年勅令第326号)は、各兵科ならびに各部の定色を定めた第1条第2項に法務部の文言を入れ、その白色を定色とした。法務官は軍人に改まったものの、「奇異」な軍装は変わらなかったのである。

むすびにかえて

要点の確認

以上、矢口洪一から説き起こして、軍と司法のインターフェイスに位置し

た軍法務官について概括的に論じてきた。最後に本稿の要点を確認しておく。

第一に、軍法務官をめぐる研究蓄積の乏しさは、それが軍法務という戦後日本で存在しなかった領域の一構成要素であったことに大きく起因していた。それでも、北博昭や山本政雄がその領域において着実な業績をあげてきた。そこでは軍法務官に関する本質的な指摘もなされている。軍法務官経験者の当時の日記や彼らの回想録などにおける軍法務官時代への言及も、研究資料として有益である。

第二に、軍法務官経験者の「肉声」からは、軍法務官について「損ナ立場」「邪魔扱ヒ」「継子的存在」など卑屈で屈折したイメージしか浮かんでこない。制服の白の定色はその象徴であった。しかし、彼らが軍部の中で無能力であったのか無力であったのかは議論の分かれるところである。また、軍法務官になった人びとの動機も今ひとつははっきりしなかった。「兵役ヲ二年現役デ済マセヨウ」とした矢口洪一はともかく、その動機を持ち得ず軍法務官になった人びとは、何に惹かれてその進路選択をしたのか。

第三に、軍法会議における軍法務官の存在を法的に担保した陸会と海会は、1922年4月1日に施行された。それによって、従来武官5人という軍法会議における裁判官の構成に、軍法務官という文官が1人（高等軍法会議で2人）入った。軍法務官は終身官とされるなど手厚い身分保障がなされ、裁判体での発言権を担保された。ただ、軍法会議という性格上、裁判長は武官が務めた。軍法務官には法務官試補が任用され、法務官試補になるためには司法官試補の資格が求められた。すなわち、高等試験司法科試験に合格していることである。軍法務官の定員は陸軍が80人程度、海軍が30人程度であった。

第四に、陸会・海会に規定された陸軍法務官・海軍法務官の前身は、理事・主理である。彼らは裁判官ではなかったものの、5人の武官裁判官を法律面で補佐する、軍法会議に不可欠な存在であった。陸会・海会は彼らを軍法務

官にし、軍法会議における裁判官に格上げしたのである。帝国議会における法案審議では、その理由が折からの陪審制の議論と絡めて質された。提案者側の政府委員はこの法廷構成とした理由として、「一番進歩シタ制度」であること、および新たな訴訟手続きは専門法官が欠かせないことの2点を挙げた。武官裁判官は「常識者」ではないから、文官裁判官を入れるとの答弁もなされた。これは陪審制が取りざたされた時代を反映していたと考えられる。

第五に、太平洋戦争開戦の翌年4月に陸会・海会が改正され、軍法務官は文官から武官に、官名から武官が補される職名に変わった。それに伴い終身官などの身分保障を定めた規定も削除された。同時に法務官試補も廃止された。ただし、一年半の実務修習を経ることが法務官に補される条件だった。法改正をめぐる帝国議会の質疑では、提案者側の政府委員は、法律知識をもつだけでなく「統帥上ノ要求ヲ十分ニ理解シ得ル武官」たるべきことを強調した。「大東亜戦争ヲ遂行スル」ためにそれは不可欠というわけである。身分保障がはずされた法務官に対する、審理における「外界ノ圧迫」の懸念も問われた。だが、政府委員は無根拠に「断ジテナイ」と精神論で返すのみであった。

今後の課題

軍法務官の特徴を前出の内田の表現を借りてまとめれば、軍と司法のインターフェイスにおける「鶴的」存在ということに尽きよう。本稿の検討はまだまだかかる「鶴的」存在の「正体」をつかみきれていない。もちろん、軍法務官に関する法制上の位置づけは様々な勅令によって明確に定まっていた。しかし、それだけでは「匿名」集団としての軍法務官を把握しているにすぎない。

それゆえ今後の課題は、軍法務官を「匿名」集団ではなく、彼らを個別具体的に把握することである。そのためには、『官報』、『職員録』その他の客

観的データから、彼ら一人ひとりのキャリアパスを解明する作業を行って、軍法務官の個別的な「正体」を確定していきたい。

《注》

- (1) 本稿は科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金（基盤研究(C)）・課題番号（23530168））による研究成果の一部である。
- (2) 矢口は1941年4月に京都大学法学部に入学している。戦前の教育制度では大学の修業年限は3年（医学部医学科のみ4年）であった。ところが、1941年10月に修学期間の短縮が決定された。「有史以来未曾有ノ難局」にあって、「学生生徒ノ修学期間ヲ短縮シテ成ル可ク速カニ卒業者ヲ世ニ送り、各般ノ緊急ナル要望ニ応ジ夫々ノ部署ニ就カシムルコトハ、正シク現下ノ国家的要請ニ副フ」とされたのである（福間1980：116）。具体的には、大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ関スル件（1941年勅令第924号）により、大学などの修業年限は「六月以内之ヲ短縮スルコトヲ得」とされた。これに基づき、1941年度は3か月の期間短縮となった。1942年度は6か月の短縮であり、矢口の卒業年度に当たる1943年度も同様であった（同130, 133）。
- (3) たとえば、陸軍の第一師団軍法会議は首相官邸を襲撃した後藤映範ら11人を禁錮4年とした。海軍の横須賀鎮守府軍法会議では、犬養毅首相を射殺した三上卓ら3人に死刑求刑を主張した山田三郎海軍省法務局長が、辞職を余儀なくされた。結局、三上は禁錮15年の刑に処せられたものの、1938年には仮出獄している。
- (4) 「軍法務官」という名称は法制上には存在しない。官名としては「陸軍法務官」と「海軍法務官」である。さらに、1942年に陸軍軍法会議法および海軍軍法会議法が改正されて、これらの官名が廃止された。ただし本稿では、文脈に応じて「軍法務官」ないしは「法務官」を便宜上用いる。なお、引用文中の漢字の旧字体は新字体に改めてある。
- (5) ただし、この記述が「軍法会議廃止論」（『改造』1923年11月号）の一節であることが示唆しているように、そのとらえ方には批判的意味が込められている。末広はこう続ける。「この種陪審制度における素人的分子が普通の——殊に今春わが国帝国議会を通過したるが如き——陪審制度のそれに比してさらに遙かに大なることは殊に注目すべき事柄であって、法に拠らんよりはむしろ軍人間の世論並に常識によって裁判せんとするの精神は極めて顕著である」（末広2008：97）。軍法会議の法廷で軍人が多数を占めることにより、法の支配よ

りも「軍人間の世論並に常識」によって裁判が左右されることを末広は危惧している。

- (6) 西浦進の学歴は次のとおり。1901 年東京生まれ、1914 年和歌山県立和歌山中学入学、1915 年大阪陸軍地方幼年学校入学（第 19 期）、1918 年陸軍中央幼年学校本科入学、1920 年陸軍士官学校入学（第 34 期）、1922 年同卒業、1924 年陸軍砲工学校入学、1927 年陸軍大学校入学（第 42 期）（西浦 1980：201）。
- (7) 海軍の短期現役士官制度は、すでに 1925 年から軍医科・薬剤科で実施されていた。
- (8) 矢口は在学した高等学校に新たに赴任してきた「ヒゲを生やした」配属将校について、「見るからに知性のない」「如何にも偉そうな顔をしている」と相当の嫌悪感を抱き、「そういうことで、何としてでも陸軍には行きたくなかった。しかし、兵役そのものを免れることはできません。そうすると、海軍に行くよりしょうがない。海軍に行くとなると、短期現役の士官です」（矢口ほか 2004：31）として、海軍の短現を志願した。
- (9) 厚生省援護局資料では 33 人になっている（海軍歴史保存会編 1995：380）。
- (10) 軍法会議法としてはこれらのほかに、朝鮮軍軍法会議に関する法律（1921 年法律第 86 号）、台湾軍軍法会議に関する法律（1921 年法律第 87 号）、関東軍軍法会議に関する法律（1921 年法律第 88 号）、および東京陸軍軍法会議に関する件（1936 年勅令第 21 号）があった。
- (11) 陸会・海会第 10 条によって、各軍法会議の長官は次のように決められていた。

	軍法会議	長官
陸軍	高等軍法会議	陸軍大臣
	師団軍法会議	師団長
	特設軍法会議	設置された部隊または地域の司令官
海軍	高等軍法会議	海軍大臣
	東京軍法会議	海軍大臣
	鎮守府軍法会議	鎮守府司令長官
	要港部軍法会議	要港部司令官
	特設軍法会議	設置された部隊または地域の指揮官

- (12) ただし、二・二六事件を裁いた東京陸軍軍法会議では、伊藤章信陸軍法務官が同じ公判審理の予審官と裁判官を兼ねる「極めて不公正な裁判」が行われた

軍法務官研究序説

(山本政雄 2010 : 81-82, 88)。

- (13) 海軍省法務局に勤務していた海軍法務官の馬場東作は、「その頃〔1941年〕法務官試補の銓衡試験にもかなりな時間をとられていたことを思い出す。この年は8名採用している」と回想している(馬場 1985 : 44)。ここで述べられている「法務官試補の銓衡試験」が「海軍法務官試補登用試験」を指していると考えられる。
- (14) 1891年から1922年まで実施された判事検事登用試験には第1回試験と第2回試験があり、第1回に合格した者が司法官試補に採用された(蕪山 2007 : 212)。1923年からは弁護士試験を吸収して、高等試験司法科試験となった。
- (15) 陸軍法務官及録事定員令(1941年勅令第404号)で、1921年勅令第94号で定められた陸軍法務官の定員が「専任七十七人」ヲ「専任八十九人」ニと増員されている。さらに「参照」として1921年勅令第94号の該当部分が引かれている。そこでは「陸軍法務官ノ平時定員ハ専任七十七人以内」と記されている。
- (16) 海軍では1942年4月1日付内令第536号で、軍法会議定員表が定められ、各軍法会議に配属される法務官の定員が規定された(海軍歴史保存会編 1995 : 381-383)。
- (17) 理事主理任用令中改正ノ件(1921年勅令第115号)により、第1条第2項は次のとおり改められ、理事主理の任用範囲が拡大された。
- 理事、主理、判事若ハ検事ノ職ニ在リタル者又ハ裁判所構成法ニ依リ判事、検事若ハ司法官試補タル資格ヲ有シ朝鮮総督府ノ判事若ハ検事若ハ台湾総督府法院若ハ関東庁法院ノ判官若ハ検察官ノ職ニ在リタル者ハ理事又ハ主理ニ之ヲ任用スルコトヲ得
- (18) 理事主理任用令中改正ノ件(1897年勅令第241号)により、第2条に「理事試補主理試補登用試験ニ及シタル者」が加えられ、司法官試補の有資格者のほかこれら登用試験の合格者も採用の対象となった。
- (19) 枢密院の「陪審法案帝国議会へ提出ノ件」をめぐる委員会は1月17日に第1回が開かれたあと、3月26日まで22回を数えた。ところが、帝国議会への陪審法案の提出は5月4日に「御沙汰ニ依り返上」となってしまう(枢密院会議事録二十三 1985 : 138, 226)。結局、原は宿願としていた陪審法案の成立をみることなく、同年11月4日に東京駅で刺殺されるのである。
- (20) 軍法会議法案が付託された貴族院陸軍軍法会議法案外六件特別委員会の第1回(1920年2月18日)で、松室致委員長が「〔改正された場合の刑事訴訟法と軍法会議法案の手続きは〕出来ル限りハ一致シタ方ガ宜カラウト思フ」と質した。志水政府委員は、外国の事例を調べても軍法会議に陪審制を取り入れて

いる国は皆無であること、「死生ヲ共ニシ境遇ヲ同ジウスル所ノ仲間則干伴^(ママ)僚ノ裁判ヲ受ケシムル」ので軍法会議こそ陪審制度であること、これらから「他日普通ノ裁判制ニ陪審制ガ這入りマシテモ、其影響ハ受ケナイト云フ積リデアリマス」と答弁している（同速記録第1号1920：8）。

- (21) 陸軍であれば、陸軍補充令、陸軍武官服役令、陸軍将校分限令、陸軍懲罰令などが、海軍であれば海軍武官任用令、海軍武官服役令、海軍将校分限令、海軍懲罰令などがそれに当たる。
- (22) この改正により削除されたのは、第36条から第41条までである。
- (23) 昭和十五年勅令第五百八十号陸軍武官官等表ノ件中改正ノ件（1942年勅令第297号）および大正九年勅令第十号海軍武官官階ノ件中改正ノ件（1942年勅令第298号）に基づく。
- (24) 海軍武官任用令外七勅令中改正ノ件（1943年勅令第796号：1943年10月30日公布・施行）第7条により、海軍法務少尉が設けられた。ただし、「制度上はあったが実員として任官した士官はなかったのではなかろうか。少なくとも昭和一九年なかごろまでは見当たらない」（雨倉1991：246）。
- (25) 陸軍法務訓練所令第2条は、甲種学生を「法務部ノ佐、尉官中銓衡ニ合格シタル者」および乙種学生を「陸軍補充令第五十一条ノ二ノ規定ニ依リ任官シタル法務中尉ヲ以テ之ニ充テ」と定めている。そして、この「陸軍補充令第五十一条ノ二」は以下のとおりである。「軍楽部現役士官ハ樂長補トシテ三年以上現役ニ服シ軍楽部士官タルニ達スル者ヲ以テ之ヲ補充ス」。
- (26) 山本茂は当時を次のように語っている。「司法科試験は在学中に合格し、1943年10月に司法官試補になりました。修習生のようなものです。大学を繰り上げ卒業して1週間ほどで入隊を命じられ、満州で初年兵として人間の限界のような生活をしました。翌年春に陸軍法務訓練所で3カ月訓練を受け、方面軍の法務部見習い士官としてビルマ（ミャンマー）に行きました。敗走と撤退を重ねたところで終戦を迎え、軍法会議の裁判官と検察官を兼ねる陸軍法務少尉になりました」（山本茂2001：3）。

引用・参考文献

- 雨倉孝之（1991）『海軍オフィサー軍制物語』光人社。
- 市岡揚一郎（1987）『短現の研究』新潮社。
- 伊藤隆監修・百瀬孝著（1990）『事典 昭和戦前期の日本』吉川弘文館。
- 色川法律事務所編（1995）『凜然と 色川幸太郎文集』。
- 氏家康裕（2006）「研究ノート 旧日本軍における文官等の任用について」『防衛研

軍法務官研究序説

究所紀要』第8巻第2号。

小川閔治郎（2000）『ある軍法務官の日記』みすず書房。

海軍歴史保存会編（1995）『日本海軍史 第六巻 部門小史（下）』「第八編 法務」
〔執筆者は北博昭〕海軍歴史保存会。

蕪山巖（2007）『司法官試補制度沿革』慈学社出版。

『官報』「国立国会図書館デジタル化資料」（<http://dl.ndl.go.jp/>）

北博昭（1980）「二・二六事件と陸軍省法務局長大山文雄」『軍事史学』第15巻第4号。

———（1991）「東京陸軍軍法会議検察官勾坂春平の虚実」『日本歴史』第516号。

———（2001）「軍法務の文献に関する問題」『軍事史学』第37巻第1号。

軍事警察雑誌社編（1913）『陸軍治罪法要義』軍事警察雑誌社。

「最高裁判所裁判官国民審査公報」各回次版。

司法省編纂（1939）『司法沿革誌』法曹会。

『枢密院会議議事録 二十三』（1985）東大出版会。

末弘巖太郎（2008）『法窓閑話』慧文社〔1925年刊の同名の改造社版を底本として
表記を現代的に改めた改訂版〕。

『続・現代史資料 6 軍事警察』（1982）みすず書房。

「帝国議会議録検索システム」（<http://teikokugikai-i.ndl.go.jp/>）

西浦進（1980）『昭和戦争史の証言』原書房。

野間宏（1972）『真空地帯』旺文社文庫。

秦郁彦（1983）『官僚の研究』講談社。

——— 編（2005）『日本陸海軍総合事典〔第2版〕』東大出版会。

花園一郎（1974）『軍法会議』新人物往来社。

馬場東作（1985）『回想』法律新聞社。

日高巳雄（1938）『軍法会議法』日本評論社。

福間敏矩（1980）『学徒動員・学徒出陣』第一法規。

松本清張（1978）『昭和史発掘12』文春文庫。

美和町史編さん委員会編（1982）『美和町史』愛知県海部郡美和町。

美和町歴史民俗資料館（1999）『二・二六事件 甘粕事件 軍法会議裁判官 陸軍
法務官 小川閔治郎』愛知県海部郡美和町。

明治大学百年史編纂委員会編（1992）『明治大学百年史 第3巻通史編I』明治大
学。

矢口洪一（1993）『最高裁判所とともに』有斐閣。

———（2003）「時代の証言者 戦後司法・矢口洪一(4) 軍法会議で生身の人間
知る」『読売新聞』2003年9月12日。

- ほか（2004）『矢口洪一オーラル・ヒストリー』政策研究大学院大学。
- 山口進（2009）「脱官僚か、プロの誇りか。裁判員制度の陰に、2人の最高裁長官の「思想的対立」があった」『朝日新聞』2009年7月6日。
- 「山本茂元福岡高裁判事に聞く 裁判官は弁護士を経験を」（2001）『月刊司法改革』第19号。
- 山本政雄（2006）「旧陸海軍軍法会議法の制定経緯」『防衛研究所紀要』第9巻第2号。
- （2008）「旧陸海軍軍法会議法の意義と司法権の独立」『戦史研究年報』第11号。
- （2010）「旧日本軍の軍法会議における司法権と統帥権」『防衛学研究』第42号。
- 吉田茂（1957）『回想十年 第一巻』新潮社。
- 吉田俊雄（1990）『海軍学卒士官28人の戦争』光人社。
- 吉田裕（2002）「資料紹介 復員局・陸軍軍法会議廃止に関する顛末書」『戦争責任研究』第37号。
- （2012）『現代歴史学と軍事史研究』校倉書房。
- Spaulding, Jr., Robert M. (1967), *Imperial Japan's Higher Civil Service Examinations*, Princeton: Princeton University Press.